

むつ都市計画用途地域の変更（むつ市決定）
都市計画用途地域を次のように変更する。（原案）

種 類	面 積	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	その他及び備考
第一種低層住居専用地域	約 535ha	8/10 以下	5/10 以下	—	—	10m	
第一種中高層住居専用地域	約 223ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	
第二種中高層住居専用地域	約 21ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	
第一種住居地域	約 319ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	
第二種住居地域	約 120ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	
準住居地域	約 41ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	
近隣商業地域	約 60ha	20/10 以下	8/10 以下	—	—	—	
商業地域	約 36ha	40/10 以下	8/10 以下	—	—	—	
準工業地域	約 95ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	
工業地域	約 31ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	
工業専用地域	約 135ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	
合計	約 1,616ha						

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

むつ市都市計画マスタープランでの商業・行政業務エリアとしての将来像を勘案し、周辺の用途地域を考慮した用途地域へと変更し、土地の効果的な活用を図るものである。